

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

証 拠 説 明 書 (5)

令和5年2月27日

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村



弁護士 我 妻 崇 明



弁護士 山 城 在 生



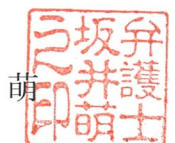
弁護士 三 木 隼 輝



原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂 井

萌



1

上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号 番号	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 1 5 1	期日報告書 9	写し 令和 3 年 6 月 2 4 日	弁 護 士 高 田 剛 等	<ul style="list-style-type: none"> ・本件刑事事件の公判前整理 手続第 9 回期日（打合せ期日） の経過 ・同期日において公判担当検 事が、経済産業省及びCISTEC 関連の捜査メモの開示につ いて、（経済産業省から全面 不開示の要請を受けたが）「 検察官としても全面不開示 が相当とは考えていないの で、もう少し開示範囲につ いて広げられないか、再度経 産省側に求める予定である」と 述べたこと ・本件刑事事件において経済 産業省及びCISTEC関連の捜 査メモにつき証拠開示に関 する裁定がなされることが 予定されていたこと

以上